令和5年度 みやま市人事行政の運営等の状況の公表について

みやま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成20年条例第1号）第6条の規定に基づき、令和5年度のみやま市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1） 職員の任免

令和5年度における職員の採用及び離職状況は、次のとおりです。

① 職種別採用者数　（令和5年4月2日から令和6年4月1日）

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職	合計
人数	20 (1)	－ －	0 －	0 －	20 (1)

※ （ ）内は再任用短時間勤務職員数（任期の更新は含まれません。）で外数です。

② 事由別離職者数　（令和5年4月2日から令和6年4月1日）

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	合計
人数	0 －	11 －	5 (2)	2 (6)	18 (8)

※ （ ）内は再任用短時間勤務職員数で外数です。

（2） 職員数の状況

① 部門別職員数と主な増減理由　（各年4月1日現在）　（単位：人）

部門＼区分			職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	81	85	4	地方創生関連業務の推進
		税務	22	22	0	
		民生	35	36	1	総合保健福祉センター管理体制強化
		衛生	19	18	▲ 1	新型コロナウイルス関連業務の減少
		農林水産	23	20	▲ 3	国土調査事業縮小
		商工	10	9	▲ 1	部署統合に伴う減少
		土木	29	29	0	
		小計	223	223	0	
	教育部門		49	50	1	小中学校統廃合に伴う体制強化
	消防部門		61	61	0	
	小計		333	334	1	
公営企業等会計部門	水道		9	9	0	
	下水道		7	7	0	
	その他		28	29	1	包括支援センター業務委託検討に伴う体制強化
	小計		44	45	1	
合計			377 （ 385 ）	379 （ 392 ）	2 （ 7 ）	

※ 職員数には、特別職・臨時・非常勤職員及び短時間勤務職員を含みません(次項②及び③も同じ。）。
※ （ ）内の数値は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

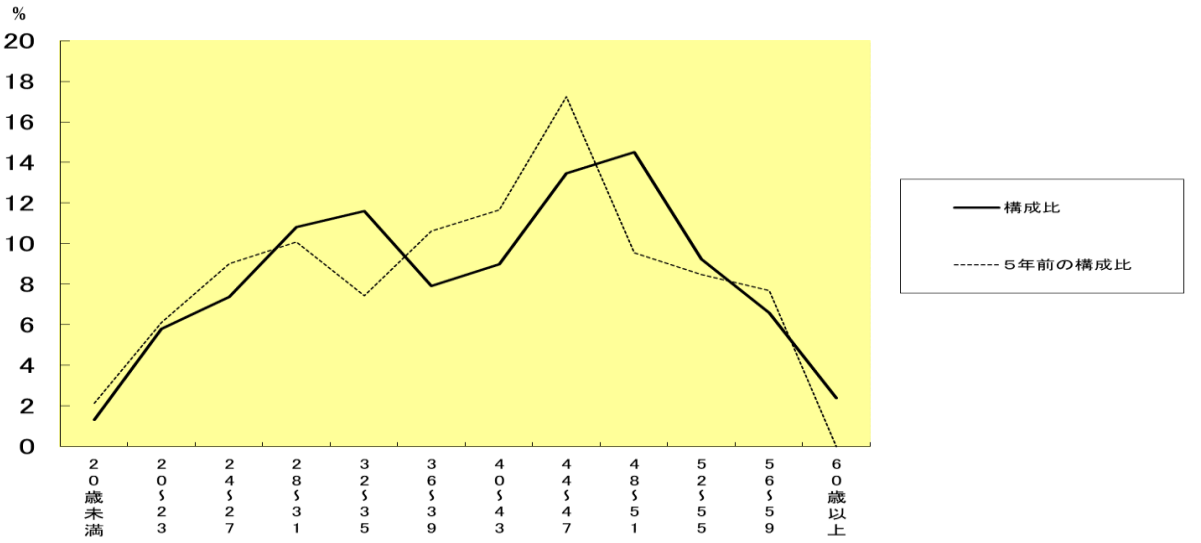

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 22	人 28	人 41	人 44	人 30	人 34	人 51	人 55	人 35	人 25	人 9	人 379

③職員数の推移

（各年4月1日現在）（単位：人・％）

部門＼年度	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	219	218	218	219	223	223	＋4(1.8%)
教　育	51	55	53	52	49	50	−1(−2.0%)
消　防	61	61	61	61	61	61	0(0.0%)
普通会計計	331	334	332	332	333	334	＋3(0.9%)
公営企業等会計計	46	45	45	44	44	45	−1(−2.2%)
総合計	377	379	377	376	377	379	＋2(0.5%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員の給与の状況

（1） 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （令和5年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A
令和5年度	人 34,700	千円 21,398,818	千円 538,501	千円 3,352,840	% 15.7

※　人件費には、市長、議員、各種委員などの特別職の職員に支給される給料や報酬、一般職の職員に支給される給料や諸手当、共済組合に対する事業主負担金などを含みます。

②　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 333 (20)	千円 1,266,730	千円 233,901	千円 515,034	千円 2,015,665	千円 6,053

※　職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

※　職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

※　職員数の（　）内の数値は再任用短時間勤務職員数で外数です。

③　ラスパイレス指数の状況

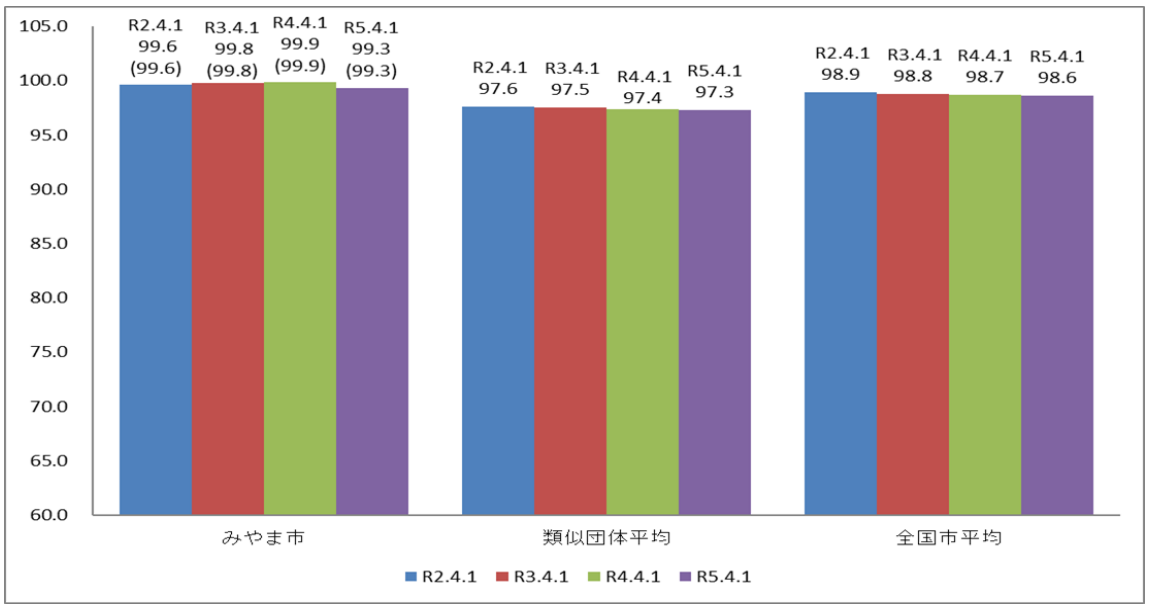

（注）１ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③１００を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

④　給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し　【実施】

内容（国の見直し内容を踏まえて、平均２％引下げ。激変緩和のため、当分の間の経過措置（現給保障）を実施。）

②地域手当の見直し　【支給割合　国基準0%に対し、みやま市においても支給はしていない。】

③その他の見直し内容　【管理職手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（H28.4.1実施）】

（２） 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
みやま市	41.8　歳	322,428　円	390,517　円	344,797　円
福岡県	41.8　歳	317,060　円	407,996　円	357,005　円
国	42.4　歳	322,487　円	―	404,015　円
類似団体	42.5　歳	315,462　円	375,268　円	341,024　円

一般行政職とは、全職員から税務職、保健看護職、消防職、企業職、教育職および技能労務職等を除いた職員です。

②技能労務職

区　分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額（国ベース）
みやま市	52.1　歳	12　人	376,258　円	400,408　円	392,608 **円**
うち学校給食員	52.1　歳	12　人	376,258　円	400,408　円	392,608 **円**
福岡県	57.6　歳	337　人	319,805　円	368,277　円	346,983 **円**
国	51.2　歳	1,941　人	286,942　円	―	329,178 **円**
類似団体	52.2　歳	11　人	308,041　円	334,099　円	319,891 **円**

（注）１　「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
３　総務省通知に係る様式中「民間」については、比較のための適当なデータがないため記載しておりません。

②　職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区　分		みやま市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	185,200　円	191,400　円	185,200　円
	高校卒	158,900　円	158,600　円	154,600　円
技能労務職	高校卒	158,900　円	－　円	－　円

③　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,663　円	365,730　円	382,006　円	396,950　円
	高校卒	253,189　円	345,888　円	363,169　円	385,382　円
技能労務職	高校卒	－　円	－　円	－　円	－　円

（注）　技能労務職は比較対象となる職員数に達していないため記載しておりません。

（３）一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7 級	部長	7 人	2.8%	円 362,900	円 444,900
6 級	課長、参事	24 人	9.6%	円 319,200	円 411,200
5 級	課長補佐、参事補佐	17 人	6.8%	円 290,700	円 396,000
4 級	係長、主任主査	102 人	40.8%	円 266,000	円 388,500
3 級	主査	53 人	21.2%	円 234,400	円 350,000
2 級	主任主事	30 人	12.0%	円 198,500	円 304,200
1 級	主事	17 人	6.8%	円 150,100	円 247,600

（注）１　みやま市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

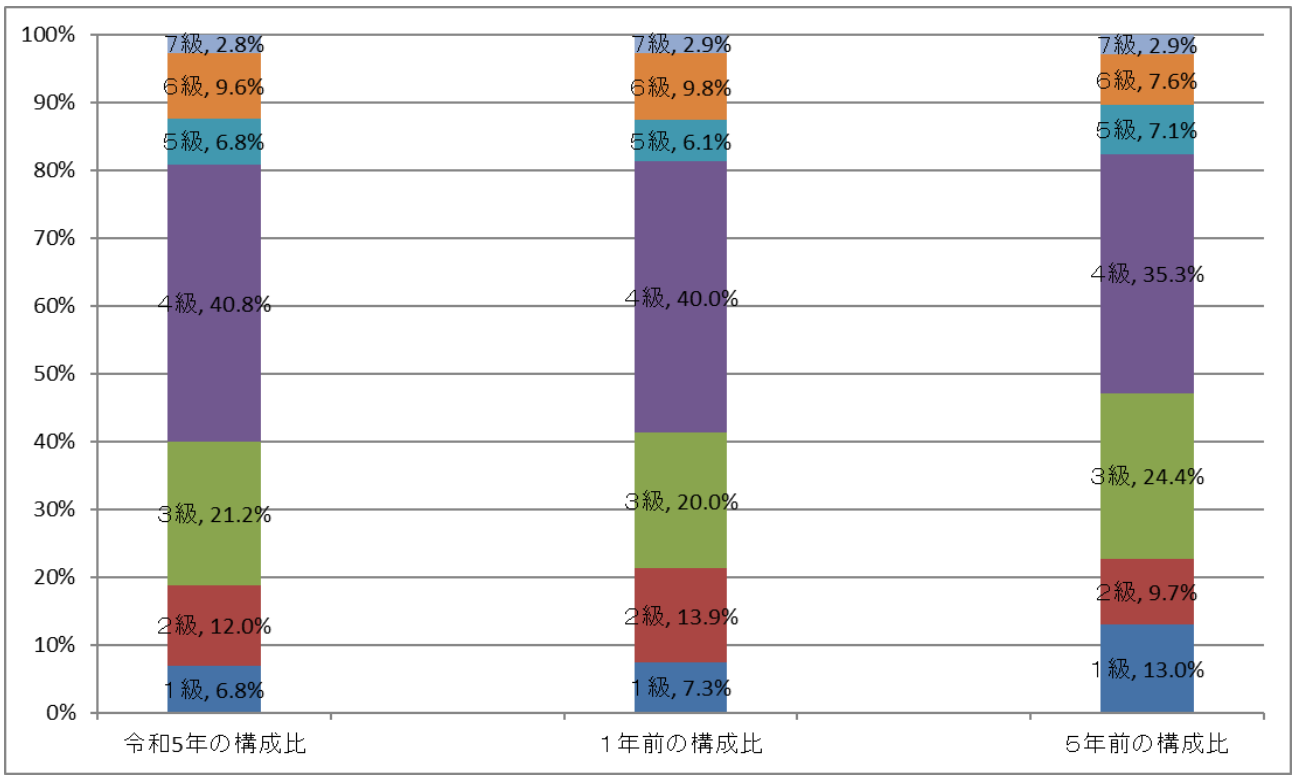

②昇給への人事評価の活用状況（みやま市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ.　人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ.　人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

（４）職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

み　や　ま　市	福　　岡　　県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,539　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度決算見込) 1,637 千円	－
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (　1.375)月分　(　0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (　1.375)月分　(　0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (　1.375)月分　(　0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

※　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)（みやま市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.　人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○		
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ.　人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			未定	

②退職手当（令和5年4月1日現在）

み　や　ま　市		国	
(支給率)	自己都合　勧奨・定年	(支給率)	自己都合　勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分　24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分　24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分　33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分　33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分　47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分　47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分　47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分　47.709000 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,928 千円　18,883 千円		

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績　（令和5年度決算）			639　千円
支給職員１人当たり平均支給年額　（令和5年度決算）			319,255　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
みやま市	0　%	331　人	0　%
福岡市	10　%	2　人	10　%

※職員派遣による支給

④ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績　（令和5年度決算）			2,014　千円
支給職員１人当たり平均支給年額　（令和5年度決算）			30,985　円
職員全体に占める手当支給職員の割合　（令和5年度）			18.4　%
手当の種類（手当数）			4　種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫等作業従事職員	検査及び移送	日額1,500円～4,000円
救急出動手当	消防職員	救急出動業務	一回200円または500円
緊急消防援助隊出動手当	消防職員	緊急消防援助	一日　1,680円
教育関係手当	任期付教育職員	部活動指導	一日　2,700円～8,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	108,918　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	354　千円
支給実績（令和4年度決算）	114,734　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	363　千円

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員も含む。

⑥ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	子10,000円、それ以外の被扶養者6,500円、16歳から22歳までの被扶養者はさらに5,000円	同じ		40,694　千円	248,134　円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け家賃を支払っている職員に、28,000円を上限に支給	同じ		25,731　千円	299,198　円
通勤手当	・交通機関等利用者に対し月額55,000円を限度に支給 ・交通用具利用者に対し通勤距離に応じて2,600円～31,600円を支給	異なる	区分や支給額が異なる。	18,750　千円	69,188　円
管理職手当	管理の地位にある職員 部長職　66,400円 課長職　51,900円		俸給の特別調整額として支給	23,554　千円	672,971　円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた消防職員 勤務1時間当たりの給与額×135～160/100	同じ		19,262　千円	337,930　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として22時から翌5時までの間に勤務することを命ぜられた消防職員 勤務1時間当たりの給与額×25/100			3,266　千円	57,298　円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 1回につき4,400円	同じ		682　千円	4,803　円
管理職員特別勤務手当	週休日又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 週休日等　1回　7,000円～8,500円 平日深夜　1回　3,500円～4,300円 （週休日等の従事時間が6時間を超える場合は1.5倍）	異なる	区分や支給額が異なる。	568　千円	9,965　円

（５）特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料			（参考）類似団体における最高／最低額	
	市長	880,000 円 (704,000円)※	985,000 円／	391,500 円
	副市長	710,000 円	790,000 円／	420,000 円
	教育長	630,000 円	－ 円／	－ 円
報酬	議長	452,000 円	545,000 円／	230,000 円
	副議長	404,000 円	475,000 円／	200,000 円
	議員	385,000 円	442,000 円／	180,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	（令和5年度支給割合） ３．４０月分		
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） ３．４０月分		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	市長	880,000円×在職年数×510/100	17,952,000円	任期毎
	副市長	710,000円×在職年数×300/100	8,520,000円	任期毎
	教育長	630,000円×在職年数×252/100	6,350,400円	任期毎
	議員	なし		
	備考			

※　市長、副市長、教育長及び議員の期末手当の基礎額は、給料又は報酬の月額に15%加算した額です。

※　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

※　令和５年４月から６月まで市長の給料を20%減額

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他勤務条件については、国・県及び他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮して、条例等で定めています。

（１）勤務時間等

一般的な職員の勤務時間、休憩時間等は次のとおりです。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り			
		始業	終業	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時	12時15分～13時	―

※　交替制勤務など、勤務の特殊性により、上記の勤務時間により難い場合は、別に定めています。

（２）週休日及び休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

※　祝日法による休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日です。

※　交替制勤務など、勤務の特殊性により、上記の勤務時間により難い場合は、別に定めています。

（３）休暇

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇があります。
特別休暇とは、特定の事由に基づいて認められるもので、選挙権の行使、結婚、出産等に伴う休暇です。
なお、職員の令和5年1月1日～同年12月31日における年次有給休暇の平均取得日数は、12.3日です。

（４）育児休業及び部分休業

育児休業及び部分休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、3歳未満の子を養育する場合に、任命権者の承認を得て休業又は1日の勤務時間の一部について勤務しないことができるものです。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、みやま市においても、各任命権者が職員の子どもたちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っていくこととしています。

令和5年度における取得状況は、以下のとおりです。

	育児休業新規取得者数	育児短時間勤務新規取得者数	部分休業新規取得者数	令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数
男性職員	9	0	0	13
女性職員	5	0	0	5
計	14	0	0	18

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して、公務能率を維持することを目的として行う処分のことです。

令和5年度における分限処分の状況は次のとおりです。

（単位：　人）

区　　分	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	3	3
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合　　計	0	0	3	3

※同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

※休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

（2）懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分のことです。

令和5年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

（単位：　人）

区　　分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は服務を怠った場合	2	0	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	1	1
合　　計	2	0	0	1	3

※同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限を遵守することが求められています。

みやま市においては、こうした公務員としての服務規律の確保や綱紀の粛正について、必要に応じて職員へ周知を図るとともに、職員倫理条例を制定し、職員の倫理の保持に努めています。

6 職員の研修及び人事評価の状況

（1）職員の研修の状況

区　　分	研　　修　　名　　等	受講者数	備　　考
人事係所管研修	研修所研修（契約事務研修等）	110　人	市町村職員研修所等で受講
	近隣自治体合同研修（コーチング研修等）	25　人	
	職場内研修（コンプライアンス研修等）	628　人	
各課所管研修（一般行政の所管）	人権・同和問題研修会等	2,749　人	
各課所管研修（消防職）	筑後地域症例検討会等	335　人	

（2）人事評価の状況

本市では、人材育成に主眼をおき、明確化した職務遂行基準に照らして行った評価を適材適所の人員配置や計画的な職員の育成、更に給与等への反映に活用していくことを目的として人事評価の運用に取り組んでいます。

人事評価の運用により、職員一人ひとりが使命感を保ちつつ、自己啓発や行政のプロとして専門知識の習得に努めることにより、新たな課題への挑戦も含めて、能力を最大限に発揮することができるようになることで、市行政サービスが一層充実したものになると考えています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）職員の福祉の状況

①職員の安全衛生管理

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進するために、労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理体制の整備を行い、安全衛生活動の推進に努めています。

②職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に健康診断を実施しています。

③職員の福利厚生

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、みやま市職員互助会を設置し、職員の元気回復、職員に対する慶弔金や見舞金の給付その他福利厚生に関する事業を行っています。この職員互助会は、職員の会費及び市の負担金（負担割合1:1、負担金額9,586千円）などで運営されています。

また、職員の共済制度は、福岡県市町村職員共済組合に加入し、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（健康保持増進事業等）を行っています。これらは、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

（２）職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、**８　みやま市公平委員会からの業務の報告（1）・（2）**のとおりです。

8 みやま市公平委員会からの業務の報告

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

①係属の状況

	令和5年度中の要求件数	令和5年度中の処理件数	令和6年度への繰越件数
事案件数	0	0	0

②審査の状況

事案名	審査等の状況
―	―

（２）不利益処分に関する不服申立ての状況

①係属の状況

	令和5年度中の要求件数	令和5年度中の処理件数	令和6年度への繰越件数
事案件数	0	0	0

②審査の状況

事案名	審査等の状況
―	―